

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人市原市体育協会（以下「協会」という。）定款第4条第1項第6号に基づき、市原市のスポーツ振興のため功績の顕著な個人又は団体を表彰するため必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類と対象)

第2条 表彰の種類と対象者は、次のとおりとする。

(1) 功労賞

- ア 協会加盟団体の会長を引き続き10年以上勤め、当該団体に功績のあった者
- イ 協会加盟団体において、15年以上当該団体の運営又はスポーツ・レクリエーションの普及及び振興に貢献した者
- ウ 上記に定める者のほか、理事長が特に適当と認めた者

(2) 勲功賞（優秀選手賞）

- ア 千葉県民体育大会及び千葉県競技団体が主催する千葉県大会に出場し、優勝した者
- イ 国民体育大会又は協会加盟団体の上部団体等が主催する全国的競技大会に出場し、入賞した者あるいは関東大会において3位以上の成績をおさめた者
- ウ 協会加盟団体の登記、登録者であってオリンピック大会、アジア大会、世界選手権及びアジア選手権大会に日本を代表して出場した者
- エ 上記に定める者のほか、理事長が特に適当と認めた者

(3) 感謝状

- ア 協会加盟団体の会長を辞任したもの
- イ 協会の活動に賛同し、協会の発展に寄与した者
- ウ 上記に定める者のほか、理事長が特に適当と認めた者

(表彰年度)

第3条 表彰は、毎年これを行うものとし、原則として前年11月1日から当該年10月31日までの事績を対象とする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、次のとおりとする。

- (1) 協会加盟団体長は、第2条各項による該当者について、推薦書類を作成し、11月末までに理事長に提出するものとする。ただし、功労者にあつては各団体1名とし、過去に表彰された者は除く。
 - (2) 協会加盟団体長による前項の推薦は、協会加盟10年以上（協会の前身である市原市体育協会を含む）の団体とする。
- 2 理事長は、第1項により推薦されたものについて、理事会に諮った後、被表彰者を決定する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

選考の基準（内規）

《勲功賞》

- 1 小・中・高等学校体育連盟が主催する大会は対象としない。
- 2 規程の（ア）（イ）においては、協会加盟団体長が当該団体の所属と認める者だけを対象とすること。ただし（ア）の団体種目については協会加盟団体の所属でないチームの一員としての成績は対象としない。
- 3 過去において、同位の大会の成績により表彰を受けている者は除くこと。ただし、県民体育大会はその限りではない。